

第1章 円滑な送出し・受入れ支援事業

1 海外の関係機関との連絡調整及び情報の収集・提供

技能実習生・研修生の受入れが円滑かつ適正に行われるために、JITCOは、送出し国政府窓口との間で、協力体制をとることを文書で確認している（この文書をR/Dという。2010年7月に改正された「出入国管理及び難民認定法」（以下「入管法」という。）の施行に伴い、新制度の内容を踏まえて改訂を行ったR/Dを新R/Dという。）。2010年度末現在、新R/Dを取り交わした送出し国政府窓口は、11ヶ国12機関であり、4ヶ国については新R/Dの締結について協議中である。

JITCOは、これらの政府窓口と、毎年、定期協議をはじめとする様々な協力、交流を行っており、その内容は（1）のとおりである。

また、各政府窓口が適切と認めJITCOに通知してきた「認定送出し機関」は、2010年度末現在、12ヶ国で625機関であり、前年度と比較して107機関減少した。

（1）送出し国政府とJITCOとの定期協議等

① 送出し国政府との定期協議の実施

2010年度は、13ヶ国と定期協議を行った。

ア ペルー

2010年4月、労働・雇用促進省（MTPE）と定期協議を行い、新R/Dを締結した。JITCOからは、2010年7月施行の改正入管法につき説明を行うとともに、帰国した技能実習生らの同窓会の開催、成果事例の収集、帰国生フォローアップ事業等への協力を呼びかけた。

MTPEからは、技能実習生候補者の公募及び第一次選考についてはMTPE自身が行い、これ以外の業務については適当な機関に委託したいとの説明があった。

イ ラオス

2010年5月、ラオス労働社会福祉省（MLSW）と定期協議を行った。JITCOから新制度の概要について説明を行い、ラオス側から費用負担や、監理団体の指導、送出しに係る情報提供等について質問があった。

ウ ミャンマー

2010年5月、ミャンマー労働省労働局（DOL）と定期協議を行った。JITCOから近年、失踪し難民申請する場合が多発している旨説明し、ミャンマー側からは送出し環境の改善を試みるとの発言があり、失踪防止のために国営企業から従業員を送出す案が提示された。また、R/Dについては、新制度での契約締結方法や費用負担等について討議した。

エ スリランカ

スリランカについては、政府窓口である海外雇用庁（SLBFE）が、海外雇用促進福祉省から外務省に所管が変更になったため、2010年5月、外務省及びSLBFEと協議を行った。

外務省からは、今後、特にハイテク分野に関して派遣数の増加希望が出された。

また、新制度への対応等詳細については、引き続きSLBFEとJITCOの間で密接な連携の下に制度発展のため更なる協力を進めることとなった。

オ インド

2010年7月、インド労働雇用省（MOLE）雇用訓練局（DGET）と協議した。

JITCOからは、新制度の概要やインドからの送出し状況を説明するとともに、DGETとの協力関係を確認するR/Dの改訂を提案したところ、送出しにかかるコストや技能実習生の要件、受入れ要望の多い分野等につき質問があったほか、認定送し機関の整備を検討するとともに、R/Dについてインド内部で更に検討することとなった。

カ モンゴル

2010年9月、モンゴル社会福祉・労働省（MSWL）労働政策調整局と定期協議を行った。JITCOから、受入れ状況の推移及び新制度について説明し、MSWLからは送し機関の見直しを進めているとの説明があり、その後、新制度の内容、手続等について意見交換を行った。

キ カンボジア

2010年9月、カンボジア労働・職業訓練省（MLVT）と定期協議を行った。JITCOからは新制度の概要について説明し、MLVTからはカンボジアからの送出しを増やしたいとの意見表明があった。また、JITCOからカンボジアからはMLVTの認定外送し機関からも送しされていることを説明したところ、MLVTからは実態を把握の上、認定基準の適否も含め対応を講ずることとなった。

ク フィリピン

フィリピン政府窓口が労働雇用省技術教育技能開発庁（TESDA）から、労働雇用省海外雇用庁（POEA）に移管されたことを受けて、2010年9月、POEA及びTESDAの出席の下、労働雇用省（DOLE）と協議を行った。JITCOからは、フィリピン側の新しい送し手続について、POEAより日本の監理団体に対して直接説明すること、現在日本にいる技能実習生の円滑な監理のために、TESDAとPOEAとの間で移行期の取扱いについて早急に検討することを要請した。また、新しいR/Dの内容については、DOLEと協議することとした。

ケ インドネシア

2010年10月、労働移住省（MOM&T）訓練・生産性開発総局と定期協議を行った。JITCOからは、2010年7月の入管法一部改正を説明し、MOM&Tに引き続き協力するよう求めた。同局からは、JITCO担当窓口としてこれまでの枠組みを維持しつつ対応するとともに、今後は、日本から帰国した技能実習生のフォローアップ調査、インドネシアの教育制度とのマッチング等を実施していく旨の言及があった。

コ タイ

2010年10月、労働省雇用局（DOE）と定期協議を行った。JITCOから、新制度の概要につき説明したところ、DOEからは、制度改正によって技能実習生として適正な保護が受けられるようになったのは喜ばしいとの発言があった。また、労働大臣への表敬において、大臣から、JITCOの協力に対して謝意が表明され、日本語や生活習慣等の教育に対して、引き続き協力を希望する旨の発言があった。

サ ベトナム

2011年1月、労働・傷病兵・社会省海外労働局（DOLAB）と定期協議を行った。制度改正により保証金徴収が禁止されたため、保証金に代わる有効な失踪防止策について意見交換を行い、帰国生の復職・就職支援等、帰国後の適切なフォローアップが失踪防止にも役立つことを確認した。

シ バングラデシュ

2011年2月における海外居住者福利厚生・海外雇用省（MEWOE）との定期協議では、唯一の送出し機関であったMEWOE人材雇用・訓練局（BMET）に加えて新たに民間の送出し機関3社が認定されたとの報告があった。また、MEWOEからは、今後認定送出し機関数を増やす意向が示され、そのため、「技能実習生送り出しのためのガイドライン」を準備する等、送出しを活性化させる体制を整備する方針が示された。

ス ネパール

2011年2月、労働運輸管理省（MOLTM）と協議を行った。MOLTMからは、送出し実績が伸び悩んでいるため、2010年末に送出しに係るガイドラインの改訂版を作成しルール作りに取り組んでいるとの説明があった。JITCOからは、技能実習制度への理解を促進、帰国後の実習生の技能の活用等技能移転の土台作りの重要性について理解を求めた。

② 送出し国政府要人等のJITCO訪問の受入れ

送出し各国政府関係者や在京大使館関係者等のJITCO訪問を受けて、技能実習生・研修生の健全な受入れの推進について情報交換及び意見交換を行った。主な来訪者等は次のとおりである。

2010年 バングラデシュ・チッタゴン商工会議所視察団来訪（5月）、ベトナム国会社会問題委員会委員長来訪（8月）、フィリピン労働雇用省海外雇用庁副長官プロジェクトチーム長来訪（10月）

これに加え、2010年11月には、バングラデシュ・ハシナ首相が来日されたが、その際JITCOはバングラデシュに関心を持つ監理団体の代表者とともに同首相と面談し、一層の技能実習制度の活用について意見交換を行った。

③ 送出し国在京大使館との意見交換

技能実習・研修事業の適正な運営に資するため、2010年7月及び2011年1月に、R/D締結国の在京大使等関係者と意見交換会を実施した。

④ 送出し国政府窓口の招聘

ラオス労働社会福祉省（MLSW）から、入管法改正以降の技能実習状況の視察を行い、最新の实情に即した送出し体制の整備を図りたいとの要請を受け、2010年12月ラオス労働社会福祉大臣及び能力開発雇用局長を日本に招聘し、ラオス人の受入れの多い茨城県、香川県の視察を行った。

（2）送出し機関に対する助言と支援

① 送出し機関セミナー開催による制度の周知

送出し国政府窓口の協力の下に、送出し機関に対する送出し機関セミナーを8ヶ

国で実施した。セミナーでは、新制度の内容、特に現行制度との相違点について送
出し機関に対し説明を行った。

2010年 ラオス、ミャンマー、スリランカ（5月）、モンゴル、カンボジア（9月）、
タイ、インドネシア（10月）

2011年 ネパール（2月）

② 帰国技能実習生フォローアップ調査の実施

2011年1月、タイの送出し機関、派遣元企業及び帰国技能実習生等を対象として、
JITCO職員及び外部有識者が、10日間にわたり、修得技能等の活用状況及び送出し
機関における技能実習生の派遣状況等に関する調査を実施した。

③ 送出し国事情の調査

送出し国事情について実地調査等を通じ的確に把握することにより、地方駐在事
務所における巡回指導業務等の円滑化を図るため、2010年10月、中国の送出し機関
3機関を訪問し、事情聴取、意見交換等を行った。

(3) 監理団体等に対する助言と支援

① 送出し国情報の収集と提供

監理団体に対する支援として、認定送出し機関や送出し国事情等に関する情報の
収集に努め、JITCOホームページ等で公表を行うとともに、個別の監理団体からの
照会に対し必要な情報提供を行った。

② 送出し国事情説明会の開催

2010年10月、JITCOからの申し入れを受けて在京フィリピン大使館が、先にPOEA
から公布された「技能実習制度のためのガイドライン」に関する監理団体向けの説
明会を東京と大阪で開催した。この説明会には、POEAから副長官が講師として来日
した。

③ 送出し機関と監理団体との情報交換会の開催

2011年1月ベトナムにて「ジョイントセミナー」を開催した。日本から50団体90
名、ベトナム側から82の送出し機関の参加を得、監理団体・送出し機関の自由な情
報と意見の交換の場を設定し、活発な打合せが行われた。

(4) 円滑な送出しのための各国語版の資料を活用した制度の周知

① 送出し機関等に対する新制度の周知・徹底

ア 法務省入国管理局作成の「技能実習生の入国・在留管理に関する指針」外国語
版（英語版・中国語版・ベトナム語版・インドネシア語版・タイ語版）を作成し、
送出し国政府窓口や認定送出し機関等へ配付し広く普及に努めた。

イ 制度改正に対応し、従来の「送出しマニュアル」を「外国人技能実習制度 送
出し機関の送出しマニュアル」として改訂し、日本語版を発行し関係機関への配
布を行うとともに 英語版・中国語版へ翻訳し、配布した。

ウ 技能実習生が技能実習制度を正しく理解し、安心して技能実習活動が行えるよ
う、制度や技能実習生の処遇、日本の労働関係法令や日本滞在中の留意点等を分
かりやすく解説した 「技能実習生向け技能実習ガイドブック」を作成し、日本

語版以外に、中国語版、英語版、インドネシア語版、ベトナム語版、タイ語版、フィリピン語版を作成し、各国政府窓口や認定送出し機関等へ送付するとともに、HPに掲載し、ダウンロードを可能とした。

② 制度関連の広報啓発用資料の作成・配付

「2010年度版 外国人研修・技能実習事業実施状況報告（JITCO白書）」ダイジェスト版及び英語版を作成し、各国政府窓口や認定送出し機関等に配布した。

2 円滑な受入れのための支援

技能実習生・研修生が我が国に入学・在留するためには、入管法と関係法務省令等に定める種々の基準に適合する必要がある。JITCOは、監理団体等がそれらの基準に適合し、技能実習生・研修生が適正に入学・在留できるように各種支援を行っている。

特に、2010年度については、7月から施行された新たな技能実習制度への円滑な移行を図るため、積極的に助言・支援を行った。

(1) 技能実習生・研修生の円滑な受入れのための相談等の実施

① 入学から帰国までの各段階における総合的な相談の実施

技能実習生・研修生の入学・在留手続について助言、支援を行うため、JITCOは、法制度、申請手続及び必要書類について、全国各地の監理団体・実習実施機関等からの来訪相談や電話照会に積極的に対応した。

技能実習生・研修生の受入れを検討している団体・企業や、既に受入れを実施している団体・企業の技能実習・研修実施に係る来訪や電話による相談に対応し、その総数は4,960件であった。

また、制度改正に伴い技能実習生の受入れを行う監理団体が職業紹介事業を行うこととなったので、職業紹介事業に関する相談、情報提供等の支援を行った。

② 監理団体等に対する基本的制度の周知

本制度についての基本的説明及び個別相談を行うことを目的に本部で28回、地方で4回、計32回の説明会を開催した。本制度の理念が正しく理解された上で制度活用がなされることに重点をおいた説明を行うことに努めた。

③ 技能実習生受入れ実務者への理解促進

受入れ事業責任者・業務担当者を対象に、各受入れ形態における法的要件、申請実務、生活指導等、受入れ事業に必要な実務全般についてのセミナーを実施した。

「団体監理型コースセミナー」は東京で4回、大阪で1回、「企業単独型コースセミナー」は東京で2回開催した。

④ 監理団体等への入学・在留手続のための書類作成指導

全国8か所において、延べ13回、合計2,009名の参加を得て、新制度施行における地方入学管理局への申請書類の作成方法を説明する「入学・在留手続実務者講習会」を開催することによって、監理団体等の適正な申請手続を支援し、新制度への円滑な移行を促した。

(2) 入学・在留関係申請書類の事前点検サービスの実施

技能実習生等の入国・在留関係申請書類の点検については、JITCO基幹業務システム（J-BIS）を十分活用し、迅速な点検処理を推進した。
2010年度の書類の事前点検処理件数は、次のとおりである。

① 技能実習1号等の在留資格認定証明書交付申請（入国）に関する書類

	件数	人数
総数	6,471件	45,335人
(前年度比)	(▲1,033件)	(▲2,695人, ▲5.6%)

② 技能実習1号等の在留期間更新許可申請に関する書類

	件数	人数
総数	899件	2,257人
(前年度比)	(▲3,300件)	(▲9,416人, ▲80.7%)

③ 技能実習2号等への在留資格変更許可申請に関する書類

	件数	人数
総数	36,405件	99,397人
(前年度比)	(+18,600件)	(+49,086人, +97.6%)

④ 技能実習2号等の在留期間更新許可申請に関する書類

	件数	人数
総数	2,191件	6,244人
(前年度比)	(▲14,046件)	(▲40,282人, ▲86.6%)

(3) 入国・在留関係申請書類の取次ぎサービスの実施

JITCOが地方入国管理局等に申請取次ぎを行った件数は、45,475件・150,656人で、内訳は、在留資格認定証明書関係6,058件・42,650人、技能実習生1号等に係る在留期間更新関係991件・2,533人、在留資格変更関係35,416件・96,620人、技能実習2号等に係る在留期間更新関係、2,692件・7,682人、再入国関係318件・1,171人であった。2009年度に比べ、件数は563件（▲1.2%）の減、人数は7,468人（▲4.7%）の減となった。

(4) 技能実習受入れ事業の特例

この事業は、監理団体等が行う技能実習生受入れ事業が適正で効果的に実施できるかどうか等について、監理団体等からの申請に基づき、JITCOが評価・認定するものである。

このJITCOの評価・認定は、団体要件省令等の技能実習制度関係法務省令に規定する法務大臣告示に当たって、参考とされている。

JITCOの評価・認定は、申請書類を精査し、必要に応じ監理団体等の調査やヒヤリング等を行うとともに、透明性、公平性を保つため、有識者等から構成される評価委

員会の審議を経て行っており、2010年度には評価委員会を27回開催した。

2010年度の評価・認定の申請受理件数は、605件であり、2010年度にJITCOの評価・認定を参考として法務大臣告示された件数は、当該年度以前の申請分も含めて、589件であった。

第2章 技能実習制度適正化支援事業

1 法令遵守・適正実施の推進

入管法等の改正内容を踏まえ、2010年7月1日に施行された新制度の内容が監理団体・実習実施機関に十分に理解され、技能実習生・研修生の法的保護、不正行為認定事案の絶滅のために、技能実習・研修に適用される関係法令を監理団体等が遵守するように働きかけた。

(1) 技能実習制度の基準・ルール of 普及徹底

① 入管法令等の周知徹底

新たな技能実習制度への円滑な移行を図るため、監理団体等に対し、2010年7月に施行された技能実習制度に係る入管法令等の情報提供を積極的に行い、その周知徹底に努めた。

また、「技能実習生の入国・在留管理に関する指針」（法務省指針）及び「外国人技能実習制度における講習手当、賃金及び監理費等に関するガイドライン」（JITCOガイドライン）についても、一層の周知徹底に努めた。

② 労働法令等の周知徹底

制度改正内容を踏まえ、「外国人技能実習生労務管理ハンドブック」の改訂を行い、全ての監理団体、実習実施機関に配布し、技能実習に係る労働法令等の周知徹底を図った。また、実習実施機関が技能実習生に対し適正な労務管理を行うよう指導するとともに、同ハンドブックに記載された母国語による「雇用条件書」の活用をセミナー等で促すことにより、技能実習生の労働条件の明確化を図った。また、最低賃金についての周知を行った。

③ 関係行政機関等との連携

ア 法務省・地方入国管理局とJITCOとの意見交換会の開催

法務省及び全国8地方入国管理局との連絡を密にし、申請取次ぎの受付及び監理団体や実習実施機関に対する適正な技能実習実施に関する助言を行うため意見交換会を開催した。

特に、2010年度においては、法務省及び地方入国管理局との間で、新制度の施行に係る受付案内、法令等の解釈等に係る情報交換を積極的に行い、監理団体等に対して、積極的に周知・啓発活動を行った。

イ 関係地方行政機関等とJITCOとの連絡会議の開催

都道府県単位で関係行政機関と必要な情報交換を行い、制度の円滑・適正な運営を図るため、各駐在事務所が主催して全国23ヶ所の地域で関係行政機関等との連絡会議を開催した。

(2) 技能実習生等に対する法令等の周知

① 監理団体等が実施する法的保護に関する情報の入国時講習に対する支援

監理団体等が実施する「技能実習生の法的保護に必要な情報」（以下、法的保護情報という。）に関する講習への支援を行った。

ア 入管法、労働法等に精通した専門講師を合計1,674名（入管法関係865名、労働法関係809名）を監理団体及び実習実施機関（企業単独型）に派遣したほか、監理団体からの外部講師確保依頼によりJITCO登録講師の情報を62団体に提供した。また、技能実習生向けの法的保護に関する講習専用のテキスト（5ヶ国語対訳版：英語版・中国語版・ベトナム語版・インドネシア語版・タイ語版）を作成した。

イ 外部専門講師の確保のため、法的保護情報講習講師養成セミナーを13回実施し、1,642名が受講した。また、セミナー修了者を中小の監理団体が行う「法的保護に関する講習」の講師として346監理団体に派遣し、講師料を支援した。

② 監理団体における技能実習生に対する相談員の養成支援

トラブル事例やトラブル対処法、未然防止策等の説明を通じ、監理団体の相談体制の構築・強化を図る「相談員養成セミナー」を監理団体の相談員等を対象に実施した。東京で2回、札幌、名古屋、大阪及び福岡で各1回開催した。

③ 「技能実習記録」の普及

技能実習計画に沿った適正な技能実習の実施を促進するため、「技能実習記録」を2008年度から無料頒布としており、2010年度は制度改正を踏まえて改訂を行い、24,798部を配布した。また入国時の講習期間中の日誌を作成するための「講習記録」を新規に作成し、ホームページで公開した。

(3) 新制度の利用実態の把握と適正実施の推進

① アンケート調査の実施による実態把握及び実地調査と適正化支援

技能実習生等の入国・在留支援の一環として、初めて技能実習生等の受入れを行った監理団体等を対象に自主点検調査を実施した。また、千葉県及び広島県に所在する主要な監理団体等に対し、新制度に基づく技能実習の実施状況等に関する自主点検調査を実施した。自主点検表は回収し、記載内容に基づき、357件の訪問指導を実施し、必要な助言を行った。

② 技能実習適正化推進講習会の実施

千葉県及び広島県において、合計148名の参加を得て、「技能実習適正化推進講習会」を開催した。同講習会においては、適正化推進に係るJITCOからの説明に加え、地方入国管理局から新たな技能実習制度を活用する上での留意点等についての説明が行われた。

2 監理団体及び実習実施機関に対する助言・支援

(1) 巡回訪問等による制度の適正実施のための個別助言・支援

① 地方駐在事務所による巡回指導

効果的な技能の修得と関係法令等に基づく適正な技能実習制度の実施を図るた

め、監理団体及び実習実施機関計11,504件に対して地方駐在事務所による巡回指導を行い、必要な助言・指導を行った。

また巡回指導時には技能実習生等と面談し、技能実習の進捗状況、処遇、健康状態等についての情報を直接収集することにより、技能実習の円滑な運営を図った。

さらに、巡回指導の際、改善が必要と認められる事案を把握した場合は、助言・指導を行い、速やかな改善を促した。

② 調査相談員等による実地調査及び助言

適正かつ的確な技能実習生等の受入れ及び技能実習2号への移行を推進するため、監理団体・実習実施機関の実地調査等を行う調査相談員を全国各地に17人配置し、以下の実地調査・助言等を行った。

ア 監理団体等から技能実習生等の入国申請諸手続について点検依頼を受けた場合において必要があると認めるときは、技能実習予定の実習実施施設や技能実習体制等について、また、現に技能実習等が実施されている場合には、技能実習状況及び技能実習方法等について実地調査を行い、適正な技能実習が実施されるよう、助言を行った。その調査件数は82件であった。

イ 技能実習生等の在留状況を把握するとともに、確実な帰国を推進するため、調査相談員が当該企業に赴き、助言を行っており、その件数は58件であった。

(2) 監理団体及び実習実施機関との情報交換等を通じた助言・支援

JITCOからの現況説明を行うとともに制度の実態及び問題点について協議するため、監理団体及び実習実施機関との連絡協議会（情報交換会）を全国で6回開催し、技能実習制度の適正な運営と健全かつ円滑な受入れの促進を図った。

(3) 技能実習実施担当者講習会の開催

制度改正を踏まえ、監理団体の技能実習実施担当者を対象に全国25ヶ所で技能実習実施担当者講習会を開催し、JITCO職員の他、都道府県労働局及び地方入国管理局等関係機関による地域の実情、問題点、制度改正内容を中心とする説明を行い、約1,000名が受講した。

(4) 不適正事案改善のための助言及び関係行政機関と連携した改善

① 不適正事案の改善のための助言

不適正な事案に対して、監理団体等が地方入国管理局及び労働基準監督署の指導に迅速・的確に対応し、速やかに改善が図られるよう必要な助言を行った。

また、不適正事案の発生に伴い、監理団体又は実習実施機関において技能実習の継続が困難になった事案については、技能実習生本人の希望に基づき、他の実習実施機関等に移籍できるよう監理団体等に情報提供を行うなど、必要な助言・支援を行った。

② 監理団体等への指導及び技能実習生・研修生への支援

調査相談員の実地調査、地方駐在事務所の巡回指導や技能実習生・研修生からの母国語相談等で判明した問題事案等については、JITCO内部に設置した相談案件協

議委員会による対応等を通じ、監理団体等の問題点の改善を指導するとともに、技能実習生・研修生の権利を確保し、保護できるよう支援した。

③ 重大かつ悪質な技能実習・研修問題事案の行政への指導要請

JITCOが把握した重大かつ悪質な事案に関し、行政の改善指導による解決を図るため、法務省、地方入国管理局及び厚生労働省、都道府県労働局等関係行政機関へ情報を提供し、指導要請を行った。

(5) 失踪・不法就労防止対策の推進

① 技能実習生・研修生に対する指導

制度改正内容を踏まえ、従来から活用してきた技能実習生・研修生向け母国語冊子「研修・技能実習ガイドブック」を、新たに「技能実習生向け技能実習ガイドブック」として改訂し、送出国政府窓口や認定送出国機関に配布し、技能実習生候補者への失踪防止・不法就労防止の啓発に努めた。

また、「技能実習生の友」の配布等を通じて、技能実習生・研修生の失踪・不法就労防止に努めた。

② 監理団体等の失踪防止対策の推進指導

監理団体等との連絡協議会や各種会議・セミナー及び実地調査時等において失踪防止対策の推進を行った。

また、各種パンフレットを通じて、監理団体等に対し、失踪防止対策について対応を強化するよう指導・助言した。

③ 事業協同組合等に対する指導

団体監理型の実習実施機関のうち、事業協同組合等の監理団体におけるトラブル発生を防止するため、全国及び各都道府県の中小企業団体中央会等との情報交換を行い、協力して実習実施機関に対する指導を実施した。

④ 送出国機関への失踪防止対策の要請

技能実習生・研修生の失踪防止には、送出国業務の適正化が肝要であることを踏まえ、各国政府窓口との協議及び各国関係者の来訪時等様々な機会を利用し、失踪防止への意識向上と送出国業務の改善を働きかけた。

(6) 個別の分野への技能実習の適正化推進

① 建設業関係説明・相談会等の開催及び支援

建設分野の技能実習生・研修生の受入れ状況の把握及び本制度の適正な運営に資するため、監理団体9機関を対象に説明相談を実施した。また、本制度の周知を図るため、建設業団体・企業を対象に19団体、総合建設業4社に対して説明会等を実施した。

② 建設分野の技能実習生受入れに関する情報提供

JITCOで把握している建設分野の受入れ状況に関するデータを基に、図表化した資料を作成し、監理団体・実習実施機関への訪問説明時に活用するとともに、建設業団体・企業への外国人技能実習制度等に関する説明及び意見交換の場で活用した。

3 都道府県単位の団体等を通じた支援

(1) 外国人技能実習生受入れ団体中央・地方連絡協議会への支援

① 外国人技能実習生受入れ団体中央・地方連絡協議会との全国会議の開催及び支援

外国人技能実習生受入れ団体中央・地方連絡協議会全国会議を2010年9月に開催し、JITCOより技能実習生・研修生の受入れ状況を説明した後、連絡協議会からの活動報告及び新制度施行後の状況についての報告を受けるとともに、活発な情報・意見交換を行った。

② 外国人技能実習生受入れ団体地方連絡協議会の設立支援

全国各地の監理団体による自主的な連絡体制の整備や問題の改善への取組みを通じた技能実習の成果向上を目的として、都道府県単位の連絡協議会の設立支援を行った。2010年度は、新たに長崎県で設立され、合計で24道県となった。

(2) 経済団体等との連携

2010年11月、企業単独型で受入れている大手企業15社の参加を得て情報交換会を開催し、企業独自の工夫・取り組み及び制度実施上の課題・要望等を聴取した。JITCOからは、技能実習・研修の適正かつ円滑な実施に係る情報提供や助言を行った。

第3章 成果向上支援事業

1 技能実習の成果向上に関する支援

(1) 技能実習1号から技能実習2号への移行評価の実施

① 修得技能等の評価及び技能実習計画の評価

修得技能等の評価については、受験申請事前情報、移行申請書類の期限内の提出の促進及び移行申請書類の迅速かつ的確な評価を行い、試験実施機関と緊密な連携をとることで円滑かつ適正に行った。

また、技能実習計画の評価については、技能実習評価基準に基づき、技能実習計画の評価を適正に行い、専門家等の意見を含めてその適否を判断し、監理団体等に対して助言指導を行った。その結果については、修得技能等の評価と併せて、速やかに地方入国管理局に報告した。

2010年度の技能実習2号移行申請者数は、46,985人となり、2009年度と比較して11,011人(19%)減少した。

国籍別内訳は、中国36,918人、ベトナム3,582人、フィリピン2,778人、インドネシア2,490人、タイ762人、その他455人である。技能評価システム別内訳は、技能検定職種30,876人、JITCO認定職種16,109人となっている。

② 技能実習の職種・作業の範囲の明確化

移行対象職種・作業の定義や具体的な内容、範囲等を明確にし、技能実習計画の策定を支援するため、12職種の職種別専門検討委員会を開催し、職種・作業の範囲について検討を行い、移行対象の66職種・123作業（2010年4月1日現在）のうち50職種88作業について検討結果のとりまとめを行った。

この検討結果の内容は、監理団体及び実習実施機関が、技能実習1号計画・技能実習2号計画を作成する際に必要な知識やノウハウのほか、技能評価の迅速・的確な実施のために必要な技能検定試験等に関する情報をとりまとめた冊子「外国人技能実習制度における技能実習計画第1、第2、第3分冊」として発刊し、活用と普及に努めた。

また、上記冊子のダイジェスト版については、ホームページで公表した。

③ 移行関係申請書類の改訂

制度改正に伴い、移行関係申請書類の改訂を行い、公表するとともに、技能実習担当者講習会等で周知に努めた。

(2) 技能実習2号移行対象職種の拡大への取組み

国の技能検定職種以外の技能実習(2号)移行対象職種の認定に係る相談については、JITCO認定評価システム認定基準に沿って13団体を対象に移行対象職種に係る団体の申請の準備、検討を支援した。

(3) 技能実習生の技能修得の促進

① 技能実習1号計画・技能実習2号計画の作成と履行状況の指導

技能実習1号計画・技能実習2号計画の作成に当たって、到達目標と整合していること、目標とする技術・技能等に応じて修得レベルが段階的に計画されていること等について助言し、必要に応じて履行状況の指導を行った。

② 技能実習2号生の修得技能の評価促進

技能実習成果を確実なものとするため、監理団体・実習実施機関、技能実習生等に対し技能評価試験の受験勧奨を行った。

また、技能実習の成果を確認するため、技能検定試験等の上位級受験を奨励し、基礎1級相当及び随時3級相当以上の合格者413名に対し報奨金を支給した。

③ 技能実習修了者に対する技能実習修了証書の交付

技能実習修了者に対して、技能実習内容、期間、合格した技能評価試験等を記載した技能実習修了証書を50,865人に対して交付した。

(4) 教材等の開発及び提供

① 新しい解説書・教材等の刊行及び改訂等

2010年度は、新刊本として法的保護情報に関する教材「入管法令テキスト」「労働関係法令等テキスト」の2種類をはじめ、安全・健康に関する視覚学習教材としてDVD・ビデオによる「ルールを守って安全健康」等6種類、指導者向け特別教育用テキスト「改訂粉じんによる疾病の防止」等3種類の合わせて11種類の教材を刊行した。さらに新制度に対応した「外国人技能実習制度概説」、「プラスチック成形」に係る「専門用語対訳集」等14種類の改訂版を刊行した。

加えて、5種類の教材の増刷、14職種17点のCD教材（職種別トレーニングテキスト）の増刷を行い、237点の教材を販売した。

② 教材に関する情報の周知徹底

教材の周知活動としてカタログ「教材のご案内」は内容をよりわかりやすく、見やすくするため、レイアウトを変更して製作し、賛助会員を含め37,000部を配布した。さらに「教材のご案内」配布後に出版された刊行物を案内するため、新たにパンフレット「新刊ニュース」を作成し26,000部を配布するなど、一層の周知活動に努めた。

2 技能実習生に対する日本語教育の支援

(1) 監理団体・実習実施機関及び送出し機関に対する日本語教育の支援

① 「講習の日本語指導ガイド」の作成

講習の日本語指導の基本的な考え方、指導のポイント等をまとめた冊子「講習の日本語指導ガイド」を作成し、監理団体等に配布し、日本語指導の充実を図った。

② 日本語指導アドバイザーによる訪問相談

監理団体及び実習実施機関が実施する日本語教育の効果的な実施と内容の充実を図るため、「JITCO日本語教材ひろば」(下記⑤)の活用方法の周知を含む、日本語指導アドバイザーの訪問相談を行った。

③ 日本語指導セミナーの開催

技能実習生の日本語指導担当者を対象に、指導技術の向上を図るため、講習における日本語指導の方法等を中心とする「日本語指導セミナー」を6回開催し、225名の参加を得た。

④ 外国人技能実習生日本語修得支援事業の推進

入国時講習における日本語教育の経費の一部を助成する「外国人技能実習生日本語修得支援事業」を実施し、延べ499機関(傘下企業1,707社、技能実習生4,943名)を支援した。また、制度改正前に研修のみで来日した研修生については、「JITCO日本語奨励事業」を実施し、延べ11機関(傘下企業19社、研修生77名)を支援した。

⑤ 日本語教育支援システムの開発

インターネットサイト「JITCO日本語教材ひろば」を公開し、オリジナル教材「技能実習生のための日本語みどり」をはじめ、各種日本語教材・素材及び日本語教育に関する情報等を、国内外の日本語指導担当者に提供した。

(2) 日本語教育の成果を図る手法の開発

技能実習生の各段階における日本語学習の成果を評価するために学識経験者等により構成された「外国人研修生日本語教育評価検討委員会」及び「JITCO日本語試験問題開発専門委員会」が開発した問題を用いて、試行的に試験を実施した。

(3) 「日本語作文コンクール」の実施

技能実習生・研修生の日本語能力の向上を目的として、「日本語作文コンクール」を実施し、応募総数は5,173編に上った。10月に開催したJITCO交流大会において、最優秀賞(4編)、優秀賞(5編)、優良賞(23編)の表彰を行うとともに、最優秀賞受賞

者による作品の朗読発表を行った。また、これらの受賞作品に加え、佳作に選ばれた作品(29編)及び応募者全員の氏名を掲載した「外国人研修生・技能実習生日本語作文コンクール優秀作品集」を作成し、関係者に広く配布した。

3 技能実習生に対する技能指導及び生活指導の支援

技能実習指導員セミナー（従来の研修指導員セミナーを改称）を技能実習生に対する知識・技能の指導方法、安全衛生対策等を内容として10回開催し、受講者は452名であった。また、生活指導の方法等を内容とし生活指導員セミナーを8回開催し、受講者は349名であった。

第4章 技能実習生保護事業

1 母国語相談の実施と情報提供

(1) 技能実習生・研修生に対する母国語相談等の実施

技能実習生・研修生からの母国語相談を受けるため、中国語、インドネシア語及びベトナム語（2010年12月21日からはミャンマー語を追加した。）のスタッフを配置し、電話・手紙等による相談に応じた。相談内容は外国人技能実習制度の内容や研修手当・賃金、労働時間に関する相談から労働・社会保険、医療費用等に関する相談まで多岐にわたった。

また、相談の中で、特に問題のある案件については、相談案件協議委員会にて検討の上、JITCO全体として対応に当たった。

2010年度の母国語相談受付状況は次のとおりであった。

	平 日	土曜日	合 計
中国語	1,080件	966件	2,046件
インドネシア語	31件	24件	55件
ベトナム語	276件	191件	467件
合 計	1,387件	1,181件	2,568件

なお、平日の母国語相談は、中国語相談は毎週木曜日、インドネシア語及びミャンマー語相談は毎週火曜日、ベトナム語相談は毎週金曜日である。また、土曜日の母国語相談は、ミャンマー語を除く3ヶ国語とも行っている。

(2) 技能実習生・研修生に対する母国語情報提供

① 技能実習生・研修生に対する母国語情報誌「技能実習生の友」の提供

技能実習生・研修生に対する母国語相談事業の一環として、日本語対訳付きの中国語版、その他言語（インドネシア語、ベトナム語、タイ語、英語）の合本版の2種類を毎月発行し（合計約83,500部）、監理団体・実習実施機関等（約25,00

0先) に在籍技能実習生・研修生の母国語に対応して送付した。併せてホームページ上に掲載し一般に公開した。

② 母国語・日本語併用の技能実習生向け実習生手帳の配布

技能実習生の在留中の利便を図るため、技能実習生の心構え、労働関係法令や安全衛生、日常生活に必要な情報等が母国語と日本語併記で記載されている技能実習生手帳を、全ての技能実習生に無料で配布した。2010年は制度の改正があったことから、旧制度で技能実習に移行した者については移行時に実習実施機関を経由して、また、新制度で技能実習1号で入国した者については入国時に監理団体を経由して、配布した。

2 技能実習生・研修生の権利の確保

(1) 適正な労務管理による技能実習生の保護

労働基準法・最低賃金、宿舍対策、社会保険・労働保険、税金等技能実習生の労務管理上必要な事項を説明する労務管理セミナーを9回開催し、受講者は462名であった。

(2) 技能実習等の継続が困難となった技能実習生・研修生に対する支援

① 技能実習・研修の継続に向けた取組みの推進

実習実施機関の倒産、不正行為認定等により技能実習・研修を継続することが困難になった場合で、技能実習生・研修生本人に責めがなく、かつ、技能実習・研修の継続を希望するときは、地方入国管理局の指導の下に、技能実習・研修と同じ職種・作業の他の企業に移籍できるよう情報提供等の支援を行った。

② 実習実施機関の倒産等に際しての対応

団体監理型受入れにおいて、実習実施機関の倒産や不正行為認定等により技能実習・研修を継続することが困難になった場合であって、技能実習生・研修生本人に責めがなく、技能実習・研修の継続を希望するときは、管轄の地方入国管理局の指導の下に、技能実習・研修と同じ職種・作業の他の実習実施機関に移籍できるよう情報提供等の支援を行った。

また、実習実施機関の倒産に伴う技能実習生に対する賃金不払いについて国の未払賃金立替払制度が活用できる場合には、関係者に助言を行うとともに、関係都道府県労働局に対し同制度の迅速な適用について要請した。

③ 技能実習生の帰国支援

実習実施機関の倒産により、技能実習・研修の途中で帰国を余儀なくされ、その帰国旅費を監理団体が負担することが困難な場合に、帰国旅費を立て替える事業を実施し、2010年度は、9名の技能実習生が本事業の活用により帰国した。

3 技能実習生・研修生の安全・衛生の確保と災害補償

(1) 労災事故防止のための助言・支援活動の推進

① 安全衛生巡回相談の実施

地方安全衛生アドバイザーにより、技能実習生に対する安全衛生対策を個別企業に指導する巡回相談を531件実施したほか、本部職員が死亡労働災害等の調査・再

発防止指導を21件実施した。

② 労働災害の把握・分析

技能実習生の労働災害の把握・分析を行い、「かけはし」や「技能実習生の友」に掲載し、災害防止対策の一助とした。

③ 安全衛生の水準向上のための経営者の理解促進

経営者の安全衛生・健康確保意識向上を図るため、事故防止健康確保経営者セミナーを2回実施し、受講者は180名であった。

④ 「脳・心臓疾患による死亡（過労死等）防止対策チェックシート」の作成

産業医学や脳・心臓の専門医、監理団体・実習実施機関の経営者・生活指導員及びメンタルヘルスアドバイザーを委員とする安全衛生対策検討委員会を設置し、脳・心臓死防止対策をテーマとして検討した。その結果に基づき、分かりやすく実行しやすいチェックシートを作成し、全ての監理団体・実習実施機関・技能実習生に配布した。

(2) 日常生活における事故・疾病防止のための助言・支援活動の推進

① メンタルヘルス対策の実施

メンタルヘルスアドバイザーにより、技能実習生のメンタル面を重点に心身の健康確保に関し、巡回相談を90件実施した。

また、技能実習生のメンタルヘルスを含めた心身の健康確保を図るため、健康確保セミナーを8回開催し、受講者は180名であった。

② 事故・疾病の把握

労働災害以外の事故・疾病を新技能実習生総合保険請求等から把握・分析し、事故防止・健康確保対策の一助とした。

(3) 技能実習生・研修生に対する補償対策の推進

① 労災保険巡回相談の実施

業務上疾病事案、「労働災害発生状況報告書」等で労働災害発生を早期に把握した事案、農家等労災保険暫定任意適用事業等を対象に、労災保険の適用・受給支援手続等を指導する巡回相談を137件実施した。その内、14回は、農業関係の監理団体の講習会の場を活用して集団説明会として実施した。

② 労災保険給付に関する広報等

新制度施行を契機に、業務上疾病・通勤災害に関すること、農家への啓発を重点とした労災保険給付の基本的事項も含めたパンフレットを作成し、全ての監理団体・実習実施機関等に配付した。また、社会保険等の加入の広報等を行った。

③ 外国人技能実習生・研修生死亡弔慰金の支給

日本在留中に不幸にして死亡した技能実習生・研修生の遺族に弔意を表すために、弔慰金を支給した。

(4) 新技能実習生総合保険の普及及び迅速給付の促進

技能実習生保護と監理団体・実習実施機関の突発的な経済的負担回避のため、制度

改正に対応した新技能実習生総合保険の内容と必要性の周知を行った。また、保険金請求時の迅速対応を支払幹事損害保険会社に対して引き続き要請した。

第5章 広報啓発推進事業

技能実習・研修に関する広報・啓発の展開

(1) 広報活動の推進

- ① JITCO総合パンフレットや各種パンフレット・ガイドブック等による積極的な情報提供

JITCOの概要、外国人技能実習・研修制度、JITCOの主な事業等を解説した総合案内冊子である総合パンフレットを制度改正を踏まえて改訂の上、広く一般配布し、併せてホームページ上に掲載することにより制度の正しい理解と受入れ事業の適正実施に役立てた。また、各種パンフレット等の提供も行った。

- ② ホームページによる迅速かつ広範な情報提供

監理団体、実習実施機関、送出し機関、技能実習生等の制度関係者のみならず広範な対象者に向けて、JITCOの役割・事業や外国人技能実習・研修制度に関する重要な情報を日本語に加え英語・中国語によりの確かつ迅速に提供した。

- ③ 総合情報誌「かけはし」の配布

技能実習成果の向上かつ事業の適正実施に資することを目的として、年6回発行し（約55,000部/回）、監理団体・実習実施機関等（約25,000先）に送付した。併せてホームページ上に掲載し一般に公開した。

- ④ 報道機関等からの取材等への対応

各種報道機関等からの取材等に対し迅速に対応し、改正された技能実習制度内容及びJITCOが実施している各種事業の正確な周知等に努めた。

(2) 「JITCO白書」の作成・配布

外国人技能実習・研修の動向やJITCOの各種支援・指導等の推進状況を取りまとめた「2010年度版 外国人研修・技能実習事業実施状況報告（JITCO白書）」を28,100部作成し、監理団体・実習実施機関及び関係行政機関等に広く配布した。また、政府刊行物センターにおいても無料配布版を設置し、広く広報に努めた。

(3) JITCO交流大会の開催

技能実習・研修の成果や受入れ事業関係者の真摯な取組みを紹介し、その成果と体験を周知することにより、技能実習・研修事業の成果向上並びに適正実施を推進するため、2010年10月に303名の関係者の参加を得てJITCO交流大会を開催した。

大会では、外国人技能実習・研修事業を適正かつ継続的に実施し、本事業の趣旨・目的に沿った顕著な成果を上げた5団体1企業の受入れ機関の表彰を行うとともに、日本語作文コンクール受賞者の表彰を行った。

第6章 法人管理

財団としての管理運営業務の推進

(1) 財団の健全経営の推進

① 新公益法人制度への対応

事業分析及び公益目的事業費率の確認、機関設計・定款案の検討等、新公益法人への移行準備を本格的に開始し、2011年3月開催の理事会・評議員会では最初の評議員の選任方法について決議した。

② 経営の健全化推進

ア 自主財源の確保及び各事業の効率的、効果的な事業運営に努めるとともに、適切な組織・体制を維持し、特例民法法人としての適正な運営確保を図った。

イ 法人としての透明性・適格性の確保に向け、監査法人（公認会計士）による外部監査を例年どおり実施するとともに、ホームページへの各種情報の掲載、「JITCO白書」の作成・公表等を通じて、技能実習・研修の実態やJITCOの支援活動、適正化指導等の状況を積極的に公表した。

ウ 評議員会等での意見を十分に聴取して、事業運営に当たるとともに、送出し国政府・送出し機関、我が国の経済・産業団体、監理団体等の関係者からも、意見を積極的に聴取し、事業運営に活かした。

③ 事業の効率的な執行

職員研修等による能力開発・向上及び人材の適材適所への配置等を行い、効率的な執行に努めた。

④ 事業計画・事業報告及び予算・決算等関係事務の的確な推進

2010年6月の2009年度事業報告・収支決算並びに2011年3月の2011年度事業計画・収支予算に関する事務等、寄附行為に則った事務を的確に遂行し、評議員会・理事会の円滑な審議と主務官庁への的確な報告を図った。

⑤ 事務の簡素・合理化の推進

業務執行体制、事務処理規程等の見直しを行い、JITCO基幹業務システム（J-BIS）を機能拡張し、事務の簡素化・合理化を推進した。

⑥ 国への制度要望

各種会議の場や、共管5省との会合等を通じ、事業の健全な推進に必要な制度に関する要望を行った。

(2) 財団の管理運営

① 理事会・評議員会の開催

ア 第52回評議員会・第51回理事会の開催

(ア) 2010年6月29日経団連会館にて、評議員40名の出席（委任状提出分を含む。

以下同じ）による第52回評議員会を開催し、2009年度事業報告及び収支決算を承認し、理事の選任（7名の退任と7名の新任）及び監事の選任（1名の退任と1名の新任）を行った。

(イ) 2010年6月29日経団連会館にて、理事28名の出席による第51回理事会を開催し、2009年度事業報告及び収支決算を議決し、評議員の選任（11名の退任と10

名の新任)を行った。

イ 第53回評議員会・第52回理事会の開催

(ア) 2011年3月17日経団連会館にて、評議員38名の出席による第53回評議員会を開催し、2011年度事業計画及び収支予算を承認し、理事(28名)の改選並びに監事(3名)の改選を行った。

(イ) 2011年3月17日経団連会館にて、理事28名の出席による第52回理事会を開催し、2011年度事業計画及び収支予算を議決し、評議員(39名)の改選並びに会長、理事長、専務理事及び常務理事の選任を行った。さらに、役員報酬規程及び職員給与支給規程の改定並びに新公益法人における最初の評議員の選任方法を議決した。

② 監査法人による外部監査の実施

監査法人(公認会計士)による外部監査を例年通り実施し、会計事務は適正に行われているとの評価を得た。

③ 所管各省の立入検査等の受検

JITCOは、5省(法務省、外務省、厚生労働省、経済産業省、国土交通省)共管の公益法人であり、業務の運営状況、各事業の内容及び実施状況、会計処理、収支及び資産の状況、予算及び決算の状況等について、毎年、必要な報告を各省に行っているが、2010年度は、国土交通省(2011年1月13日)による立入検査が実施された。

(3) 財団の事業推進体制の整備

① 情報セキュリティ対策の推進

新入職員等に2010年4月に、情報セキュリティ対策教育を実施し、情報セキュリティ実現に必要な事項を説明するとともに職員の意識高揚を図った。

② JITCO基幹業務システムの安定稼働と改善の推進

機能エンハンス(改良)を適宜実施し、システム機能の拡張を図るとともに、各種障害に迅速に対応しシステムの安定稼働を実現した。

③ 職員研修の充実

「新入職員研修」及び「接遇研修」を実施し、特に電話マナーの向上を図った。また、月間重点目標を設定し、接遇マナーの改善をJITCO役職員に対して促した。

④ 本部・地方駐在事務所の体制整備

本部及び地方駐在事務所について、業務量等を考慮した適切な人員配置を行うとともに、相談来訪者が利用しやすい環境を整備した。

(4) 賛助会員管理体制

JITCOでは事業の円滑な運営に資するために、賛助会員制度を設けている。この制度による2010年度末の在籍会員数は企業・個人、団体を合わせて2,408先(うち企業・個人会員537先、団体会員1,871先)、団体傘下の企業等は22,791先となった。

以 上